

## 高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県中小企業等デジタル化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、県内の中小企業等のデジタル技術を活用した生産性及び付加価値の向上に向けた取組を促進するため、公益財団法人高知県産業振興センター（以下「補助事業者」という。）が行う県内の中小企業等のデジタル技術を活用する取組を支援する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

### (補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (交付の申請の取下げ)

第5条 規則第7条第1項の規定に基づき、補助事業者が補助金の交付の申請を取り下げることができる期日は、補助事業者が補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第2号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合

は、速やかに、別記第3号様式による遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならないこと。

- (4) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 県税の滞納がないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第7条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別記第4号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の減額
- (2) 別表第1に定める事業費と人件費の経費区分間の配分の変更のうち、各配分額のいずれか少ない方の30パーセント以内の変更

(概算払)

第8条 知事は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その全部又は一部を概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第5号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の実績報告書の提出時期までに当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、速やかに別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書を知事に提出するとともに、その金額を返還しなければならない。

(財産の管理及び処分制限)

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業による取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える機械、器具、備品その他の財産について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、事前に別記第 8 号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入収入が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

（遂行状況の報告等）

第 11 条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。この場合において、補助事業者は、知事からの報告の求め又は調査に協力するよう努めなければならない。

（グリーン購入）

第 12 条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第 13 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（委任）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 3 月 23 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 8 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条第 4 号、第 9 条第 3 項、第 10 条及び第 13 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月24日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 7 条関係）

| 経費区分 | 補助対象経費                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 補助率 |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 事業費  | <p>1 企業訪問等デジタル化に取り組む中小企業等の掘り起こし事業に要する経費</p> <p>2 中小企業等からのデジタル技術活用に関する相談事業に要する経費</p> <p>3 中小企業等のデジタル技術導入に対する伴走支援事業に要する経費</p> <p>4 デジタル技術導入に当たっての県内の I T 企業とのマッチング支援事業に要する経費</p> <p>【費目の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅費</li> <li>・需用費（消耗品費、燃料費及び印刷製本費）</li> <li>・役務費（通信運搬費、広告料、手数料及び保険料）</li> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・備品購入費</li> </ul> | 定額  |
| 人件費  | <p>5 1 から 4 までに掲げる事業を実施するために必要な職員の雇用等に要する経費</p> <p>【費目の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給料</li> <li>・職員手当等</li> <li>・社会保険料</li> <li>・福利厚生費</li> </ul>                                                                                                                                                                                    |     |

## 別表第 2（第 6 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 条。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。